

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が拡大されたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、これまでの通知等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染症対策を一層徹底いただくようお願いします。

2 文科初第 1493 号
令和 3 年 1 月 14 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子

文化庁次長

矢 野 和 彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の
対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等におけ
る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の対象区域に、7 府県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が加えられ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されました。

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）、設置者及び高等学校入学者選抜等の実施者（小学校や中学校、特別支援学校等の入学者選抜を含む。）におかれては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）（以下「1月8日通知」という。）等を踏まえ、以下の点に留意し、感染症対策を一層徹底いただくよう、お願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いします。

記

昨日、対処方針が改訂され、新たに7府県がその対象とされました。各学校等において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底することが大切です。特に、高等学校については、小学校や中学校と比較して、感染が確認された事例が多いことから、警戒度を高め、感染症対策を強化いただくようお願いします。

1月8日通知でもお示ししましたが、緊急事態宣言の対象となった地域に限らず、全国の学校等におかれては、感染症対策の実施状況について、（別紙）のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても、各学校等の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただくようお願いします。

(参考資料)

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年1月13日変更)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030113.pdf

・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.12.3 ver.5)」

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

・「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室 (内3777)

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官 (芸術文化担当) 学校芸術教育室 (内2832)

(参考) 学校教育活動を継続するためのチェックリスト

教職員や関係者の皆さまのこれまでの献身的な御努力に心から感謝申し上げます。国内で高いレベルの感染状況が続く中、子供たちの学びを何としても継続するため、緊急事態宣言の対象区域の学校はもとより、区域外の学校でも、感染対策を徹底するための総点検をお願いします。

具体的には、各学校等において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますよう、お願いします。

- ☐ 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- ☐ 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- ☐ 教室等における常時換気（難しい場合には 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。
- ☐ 各教科等の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第 3 章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。
(※全ての教科等についてチェック)
- ☐ 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- ☐ 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- ☐ 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。特に、高等学校においては、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。